

○茂木委員長 次に、山井和則君。

○山井委員 これから三十五分間にわたって質問をさせていただきます。どうかよろしく願いをいたします。

今の内山議員の質問の中でも触れておられましたが、我が党は、一年前から、さかのぼれば五月三十一日の長妻議員の本会議の席においても、ヒントを入れて送らなければ意味がないということ、かれこれ十カ月間言い続けてきた。そして、ヒントも入れずに送ったら税金の無駄遣いになりますよ、そういうことを言い続けてきた。

また今回それを入れて送らなかつたばかりに、ねんきん特別ダイヤル、大臣も一回電話してみてください、私、きのう、おとついと二十回ずつ電話しましたが一回もかかりません、そういう状況です。社会保険事務所に行ったら、二時間待ち、あるいは最高五時間待ちというのもあります。そして、今言ったように、送っても、未回答が六割以上、訂正ありというのはたったの九%、惨たんたる大失敗に終わっていると言わざるを得ないのではないかと思います。

私、一番罪だと思うのは、年金相談ダイヤルの方や社会保険事務所の現場の人がかわいそうですよ。答えやヒントを入れて送っていたら、その記録は私のものと、電話三分で済みますよ。ところが、それを入れていないから、三十分かかる、事務所に行かないとだめだ。どれだけの労力、どれだけの年月、どれだけの税金の無駄遣いをしているんですか。こういうことにおいてもだれも責任をとらない。

そもそも、見つかった年金記録を入れて送っていたら、そんな労力はかからないじゃないですか。そもそも、かけなくてもいい労力をかけている、効率は悪い、いつ終わるかもわからない。おまけに、民主党が、そうなりますよ、年金記録のヒントや見つかった記録を入れて送るべきじゃないですかということ、もう十カ月前から言い続けているにもかかわらず、それを無視して、失敗するとわかっている方法をとった。本当に私は情けなくてたまりません。

私、この質疑の中で一番申し上げたいのは、公約を守ってほしいということです。なぜならば、きょう、資料の正面に書いてあります、安倍晋三当時の総理、「最後のお一人にいたるまで、責任をもって年金をお支払いする」ということをおっしゃいました。

当時から、民主党の消えた年金相談窓口には、電話、ファクス、メール、手紙、来訪で数百人の方の相談が来ていました。私、今でも忘れられません。この安倍総理の発言を聞いて、ある被害者の方が涙を流して喜ばれたんです。一年以内に全額支払いと自民党のチラシにも書いてあります。一年以内に全額支払い、全面解決。やっと消えた年金が戻ってくるんだと涙を流して喜んでおられたわけですよ。ところが、実際、その公約どおりにいっているんでしょうか。

また、舛添大臣もこうおっしゃいました。資料の三ページ、御自分の発言ですから覚えておられると思います。八月二十八日、記者会見、ここに書いてありますね、「公約の最後の一人最後の円まで確実にやる」、一番下の行には「本当に命がけでやりたい」ということをおっしゃったわけです。

そこで、まず舛添大臣にお伺いします。この最後の一人までやる、最後の円まで確実にやるという公約、舛添大臣は守っておられますか。

○舛添国務大臣 今もその決意できちんと、まさに命がけでこの仕事に取り組んでおります。

○山井委員 そうしたら、この公約を守っているということですか。確認します。

○舛添国務大臣 安倍総理にしても私にしても、最後の一人、最後の円に至るまで全力を挙げてこの問題に取り組むと。今大きな未知の山に向かって登山を進めている、そして一つ一つ確実に歩を進めている、そういうことでございますので、きちんこの公約を守って今も実行していると私は確信しております。

○山井委員 二ページの安倍総理の七月五日の決意の中で、「必ず早期に解決をし、最後の一人までチェックして」と書いてあります。「必ず早期に解決」となっております。公約を守っているとおっしゃるならば、早期に解決、いつまでに解決するんですか。

○舛添国務大臣 基本的には七月五日の工程表、これは政府・与党が決めたものですから、これに従ってきちんとして動いております。

そして、先ほど来申し上げておりますように、それはいろいろな批判があります。例えば、年金記録の見つかったのをそこに書いた場合に、不正をやったり、複数の人が言ったときに、そのことのリスクはどうするか、そういうことも考えてこれは決定したわけですが、やってみれば問題が出てきた。これは、最初からそうなるんだというのはわかっているということをおっしゃいましたけれども、それは私はやってみないとわからない、やってみて問題があれば一つ一つ訂正をしていく、そういうことでありますから、それは私たちの努力がまだ足りないという批判は受けますけれども、しかし、この半年間努力して、コンピューター上の名寄せで千三十万人の方の記録を回復して、今特別便をお送りしているところでもありますから、一生懸命努力しているということはお認めいただきたいと私は思います。

○山井委員 もう一度お聞きします。早期に解決、いつまでに解決するんですか。

○舛添国务大臣 今申し上げましたように、十月までは工程表がきちっと決まっておりますから、それをきちんとやっていく。

そして、早期にということは、できるだけ早くやるということですから、今やっている作業をいつまでにやるかというのは、本当にいろいろな、毎日のように新しい問題が出てくる。ああ、こういう問題があったのかなど。そういうことでありますから、例えば、これは社会保険労務士の方からの情報でもありますけれども、架空ででっち上げているケースがあるのではないかなというふうなお話も聞いております。そういうことも含めてやっていって、まさに、最後は公示というふうな手段を通じてでも、これは最後の一人まで、最後の円まできちんと取り戻す、そういう努力を進めていっております。

ですから、何月何日までにということをお願いされるような性格の作業ではありません。しかし、少なくとも、責任者として申し上げないといけないことは、昨年七月五日の政府・与党の工程表をきちんと守りながら作業を進めていく、そして、その過程において改善すべきものがあれば改善していく、そういうことでございます。

○山井委員 工程表に書いてある主なことは、ねんきん特別便を送るということなんですよ。私が問題を指摘しているのは、送っても持ち主が特定できるのは余りにも少ないじゃないですかということなんですよ。

舛添大臣、国民の方々は送るだけでは満足しないんですよ。本来の持ち主が特定されて、正しい年金がもらえるのが解決なんですよ。そこが実はずれているんですよ。送ったら公約を達成したではないんですよ。

ですから、お聞きしたいと思います。千三十万人、名寄せができました。では、このねんきん特別便を送ったという千三十万人の名寄せができた方のうち再裁定が終わった方、あるいは、記録が訂正されて正しい年金を既にもらったと確認された方は何人おられるんですか。

○舛添国务大臣 これはちょっとプロセスから説明させていただきたいと思いますけれども……（山井委員「いや、答えだけでいいですよ」と呼ぶ）いやいや。

ねんきん特別便をいただく、そして社会保険庁の事務所に来ていただく、電話で話をする、そして、これは山井さんと確立した。その段階で、それから裁定のための書類をつくり、その作業をやる。今、大体六カ月かかっております。したがって、最後裁定して、年金の支払いに届く最後の作業が完了するまで大体半年かかります。それを今何とか三カ月までに縮めようとしておりますので、十二月から送っておりますので、まだ半年たっていないから、今作業中の人はおりますけれども、完了した方はまだ当然のことながらおりません。

○山井委員 とにかく確認します。千三十万人、ねんきん特別便を送った人のうちで正しい年金を既にもらわれたと確認した人はゼロですか。

○舛添国务大臣 記録が確定した方は、要するに窓口で対応して確立した。しかし、そこから年金をきちんともらうまでに、先ほど申し上げましたように、作業手続は半年かかりますから、まだそういう意味ではおりません。

○山井委員 だから、私はそこを言っているんですよ。国民が求めている解決は、正しい年金をもらえることなわけですよ。この名寄せをして可能性が高いと言われていた人も、まだ一人たりとも正しい年金を受け取っていないじゃないですか。それで公約達成じゃないでしょう。

そして、もう一つ申し上げますよ。では、いつになればねんきん特別便の第一号の方が正しい年金をもらえそうなんですか。いつごろなんですか。

○舛添国务大臣 ですから、例えば、十二月、一番最初にもらった方が窓口で失われた記録を再確立した、これで

正しいですよ。それで今作業を、いろいろな書類を出していただいたりして裁定という手続を行う。今は残念ながら半年かかっていますから、一、二、三、四、五、六、恐らく六月ぐらいには最初に裁定して受け取る方が出てきます。

だから、これは手順を踏んで一つ一つやっていっているわけですから、その手順に時間がかかっているということでもありますので、それは御理解いただければと思います。

○山井委員 ですから、改めて申し上げますが、送ったらいいか、そういうことじゃないんですよ。

そして、私のところにも何件も苦情が来ています。年金が見つかったといっても、いつ年金をもらえるんですかと言ったら一年かかりますと言われていて。ですから、この四ページにありますように、再裁定が終わったら年金証書がもらえるんです。今、これをもらえるのに半年から十カ月かかっているんですよ。これをもらわないとお年寄りの方々は納得できないんですよ。くつついたといっても、また社会保険庁のことだから本当にくつついたかどうかわからない、証拠をくれと言ったら十カ月待ってくれと。何なんだそれはということになっているわけでありまして。

では、五千万件のうち、年金記録の持ち主が特定されて年金給付に結びつくことが確定したのは何件ですか。そして、結びつかないと確定したのは何件ですか。

○舛添国務大臣 五千万件のうち、持ち主が特定された記録が、平成十八年六月一日以降、約四百十七万件でございます。

それから、結びつかないと確定した記録の方もお尋ねになったと思いますが、これは、死亡一時金を受給している記録が約六十万件、脱退手当金の受給等により新たな受給に結びつかないと考えられる記録が約五百八十八万件、合計約六百四十八万件でございます。

○山井委員 今のは非常に重要な発言です。持ち主が特定されて年金給付に結びつくことと確定したのが四百十七万件。

資料の六ページを見てください。この一番上の四百十七万件ですね。そして、厚生労働大臣がおっしゃる、結びつかないということが明らかに、私たちはそうは思っていないんですが、少なくとも社保庁、厚生労働省が言っているのが、この2に分類される六百四十八万件。私、わざとここに手書きで書きました。そうしたら、舛添大臣の認識では、この1、2の千六十五万件に関してはもう解決した、結びつくという意味で解決した、結びつかないということと解決した。この二つについては解決したと認識している、こういう認識でよろしいですか。

○舛添国務大臣 解決という言葉ではなくて、私たちが使っているのは、コンピューター上の名寄せ作業をやって解明できたかできていないかという意味で、解明できたというのがそこにあるわけです。

もちろん、先ほど長妻委員の御質問にお答えしましたけれども、死亡一時金を受給しているという記録が出てきた場合に、常識的にはこれはもうこの問題は解決したと思っていきたいと思いますよ。ただ、しかし、人間のやることですから、そこに何らかの人的ミスがあるということも可能性はあると思います。しかし、私は、その可能性は極めて低いということで、こういう分類をさせていただきました。解決というより解明が終わったという意味です。

○山井委員 そうしましたら、この1、2の千六十五万件が解明が終わったということですか。それでいいんですか。

○舛添国務大臣 3につきましても、死亡の届け出とか、死亡の届けが出されている記録または死亡一時金を受給している記録と同一人の可能性が高い記録及び国内最高齢超の記録ということで、それぞれ百九十四万件、百四十七万件についてもこれは解明が終わって、今申し上げているのはコンピューター上ですよ、そして今後、解明を進めないといけない記録は二千九百万件と六百万件を足した二千二十五万件、こういう分類をしているわけでありまして。

○山井委員 舛添大臣、多分わかって答弁をされているんでしょうけれども、わざとごまかさないでください。

国民が関心を持っているのは、解決済みと未解決なんですよ。何がややこしいかという、この間社保庁は、解明済みと言いながら、未解決の件数をそこに入れているから話がややこしいんですよ。だから、国民が知りたいのは、もう持ち主を特定して年金給付に結びつくことと確定しているのか、その記録が何件で、不明なのが何件なの

か、それを知りたいわけですよ。

ですから、舛添大臣、もう一回確認しますよ。持ち主を確定して年金給付に結びつくということが確定したのが四百十七万件でしょう、大臣の答弁では。結びつかないというふうに判断したのが六百四十八万件でしょう。ですから、一千六十五万件はもう結びつく、結びつかないというふうに解決しているわけですよ。ところが、要は、3、4、5、6の四千三十万件はまだ解決していないじゃないですか。「今後新たな給付に結びつくことは皆無ではない」と3も書いてある。つまり、私が言いたいのは、解決が一千六十五万件で、3、4、5、6は未解決でしょうということを言っているんですよ。

大臣、だから一点だけ、ごちゃごちゃ言わないで答えてください。3、4、5、6のこの四つの分類はまだ未解決ですよ。新たな給付に結びつく可能性があるんですよ。それだけ答えてください。

○舛添国務大臣 先ほど来申し上げていますように、何をもって解決とするかということは、委員は統合というところで解決という定義をなさいました。私は解決というのをそういうふうには見なくて、今私の責任は、解明をしていく。解明をして、今千三十万人に送っております。そこから先は国民の皆様方の御協力も賜らないといけない、婚姻によって名前が変わった方もそういうことで御協力を賜らないといけない、そしてここからは共同作業で一つ一つ、最終ゴールであるまさに再裁定まで終わって統合するというプロセスを歩んでいかないとけないので。

今は確かに四百十七万件です、委員の定義でいえば。しかし、これはみんなで協力してその件数をふやしていく。千三十万人に送ったことによりいろいろな反応が今来ています。そして、これが着実に解決にも通じていけば、この四百十七万件は今後着実にふえていく、私はそういう確信をいたしておりますから、そういう意味で全体像の把握ということを上申しているわけでありませう。

○山井委員 大臣もわかっておっしゃっているんでしょうけれども、大臣の仕事は解明じゃないんですよ、解決なんです。つまり、最後の一人、一円まで確実にやると言っているじゃないですか。解明しても持ち主が特定されなかったら、解決にはならないんですよ。

ですから、この私の資料にも書いたように、今、社保庁の問題は、特定困難なものが二千万件とか未解明が二千万件と言っているけれども、そうじゃないんです。実際に解決したのが一千六十五万件で、3から下の残り四千三十万件は未解決なんです、給付に結びつくかもしれないわけですから。今うなずいておられますが、手はつけていないわけでしょう。未解決なんです。ということは、五千万件中、まだ四千万件、八〇%は未解決なんです。それを何か、三千万件は解明できた、残りは二千万件だと。解明できてもだれのものか特定できていなかったら、全然それは解決になっていないということをやっているわけですよ。

このことと、もう一つ、先ほどの一対一の調査のことも申し上げたいと思います。

ですから、舛添大臣、今申し上げたように、未解決は八〇%だとこの表を見たらわかりますよね。3もまだ結びつくことは皆無ではないと言っているわけですから、未解決は残り四千万件だということを少なくとも認識してもらわないと、大臣自身が誤解することになりますよ。残りの問題は二千万件じゃないですよ、四千万件ですよ。

おまけに、くしくも大臣が今おっしゃったじゃないですか。この2の死亡一時金を受け取っていたり脱退手当金を受け取っていても、実は受け取っていないケースがある。きょうの資料にも入れましたよ。第三者委員会で二人が、脱退手当金を受け取ったという記録はあるけれども、実際は受け取ってなかったと認定されたと。七ページ。

おまけに、第三者委員会には千五百七十件も、脱退手当金を受け取ったことになっているけれども受け取っていないと、これだけ苦情が来ているんですよ。ということは、先ほどの長妻議員の話のように、この2の部分についても、死亡一時金は本当にもらったんですか、脱退手当金は本当にもらったんですかというサンプル調査をしないと、実は解決したかどうかかわからないんです。

ということは、それも聞いていいたら、五千万件のうち、今解決したと言えるのは八%、四百十七万件にすぎないのであって、残りのトータルの件数、つまり、四千六百七十八万件という九二%はまだ解決されていないんですよ。そのことを大臣が認識されないと、最後の一人まで、最後の一円まで確実にやるという公約は実行したことにはなりません。

それに関連して次の質問に行きたいと思いますが、今このように、ねんきん特別便、訂正なしの回答が二三%、未回答が六六%。おまけに、この訂正なしの人に、可能性が高い人に入念照会をすると、八割がやはり自分の記録だったということがわかったわけですね。

大臣、これは今、御存じのように、訂正なしの中の可能性の高い人、つまり、一対一対応の人しか入念調査をしていないんですね。でも、一対二対応の人でも入念照会をすべきじゃないですか。大臣、いかがですか。

○舛添国務大臣 何度もこれも申し上げますけれども、訂正なし、訂正ありの回答というのは印字された部分についてなので、そこが非常に、御批判いただいているようにわかりにくいところであります。

ただ、その入念照会、今、これは大体夏ぐらいまでをめぐりに懇切丁寧にやっていく、それから、都道府県によっても若干差がありますけれども、これも余り差がないような形で入念照会もかけていくということで、できるだけ努力はやっていきたいと思えます。

○山井委員 ですから、私が聞いているのは、訂正なしの中で一対二対応とかの可能性の低い人も、そして、未回答の人でもかなり記録が確からしい人はいるわけでしょう。今回送っている人は、八割、九割方はヒットすると言われていたわけですね、記録に当たると。うなずいておられますが。

ということは、訂正なしで可能性が低いと言われている人や未回答の人にも全員入念照会、つまり戸別訪問か電話をすべきであり、そうすることが最後の一人まで確実にやるという公約だと私は理解していますが、未回答の人や訂正なしの人全員に戸別訪問、電話という入念照会はやるんですね。

○舛添国務大臣 回答がない方に対しては、これから二回、催促のはがきを出させていただく、これはもう確定してやっております。

そして、何度も申し上げますけれども、可能性の高いところからやはり順番にやっていく。だから、重複期間がぴったり一致している、もうほぼ完全にヒットするだろう、にもかかわらずきちんと回復できていない、こういう方に対してまず優先的にやる。

そして、私が今申し上げているのは、三月までに受け取った方々は、ほとんど皆さん、何らかの形で皆さんの記録をこちらで回復して見つけ出しましたから、どうか皆さん窓口にいらしてください、そして電話をおかけください、そういうことをやっていますので、今、優先順位を、先ほど申し上げたように可能性の高いところからやっていく、そういう過程において、催促のはがきも出す、そして全体的に前に進めていくという作業を進めていきたいと思えます。

○山井委員 改めて大臣にお伺いしますが、明らかに逃げの答弁なんですよ。

私が聞いているのは、優先順位の話じゃないんです。最後の一人まで、最後の一人まで確実にやると公約で大臣がおっしゃった以上は、いつの時期かは別として、最後には未回答の人にも訂正なしの人にも全員に戸別訪問か電話相談はするんですねということを確認しているんですよ。

○舛添国務大臣 今ずっと毎日、この回答状況をチェックしています。最初は年金を受給している御高齢の方だった、今はそうじゃない現役の方々、急速に回答率も上がってきております。ですから、こういう作業を今やっている、そういう過程において、今委員がおっしゃったことについても、その進行状況を見た上で検討をしたいと思えます。

○山井委員 検討じゃないんですよ。最後の一人まで、最後の一人までと公約として既に言っているんですよ。だから、公約として最後の一人まで、一人までとおっしゃったから、少なくとも名寄せでヒットした可能性の高い人たち一千万人には、連絡がなくても最終的には電話か戸別訪問をするんでしょうという当たり前のことを私は聞いているわけですよ。それを検討するという答弁は、公約は守るか守らないかわからないということになってしまうわけですよ。

それに大臣、質問主意書で聞いたら、今、一日のペースが千三百人です、入念照会が。可能性が高い人が合計一千三十万人です。今のペースでやったら、何とこれは二十年かかりますよ。だから、優先順位とかじゃないんですよ。いつまでにこれは終わらせるんだ、今のペースだったら二十年かかる、それを年金機構に変わる二年以内にやるには今のスピードを十倍にしないとだめだとか、その工程表をつくっていかないとだめなんですよ。

私がなぜ必死で言っているかということ、公約で最後の一人まで、最後の一人までとおっしゃって、公約は守っ

ているとおっしゃっているんでしょう。守っているとおっしゃっているんだったら、ちゃんとそのスケジュールを出してくださいよ。それが出していないのに公約を守っているとおっしゃっているから、おかしいですよ。

今のままでは二十年かかります。いつまでに、少なくともこの一千万人に電話や戸別訪問の入念照会をするんですか。

○舛添国務大臣 公約をきちんと、そして一日も早くそれを実現するためにはどういう優先順位で作業を進めればいいのかということを考えておまして、人員にも限りがあります。財源にも限りがあります。そういう中で、もうこれは、未回答の方には二度にわたる再催促をやるということをやっております。そして今、入念照会の実施計画を今月いっぱいにつくることにしておまして、それでこの全体的な把握を夏ぐらいには掌握したい、そういうふうにおもっております。

そして、今まさに、すぐ御回答がもらえなくても、まだまだこれは催促をする。そしてまた、訂正なしという答えが来られても、それは、一度訂正はありませんよと来たら二度と訂正があると言っただけではいけないかというのは、そういうことはありません。いつでもお受けする体制をつくっておりますから、私は、限られた資源の中で、一日も早いやり方をやっていっているというつもりで頑張っておりますので、入念照会については今月中に実施計画をつくってみたいと思っております。

○山井委員 舛添大臣、だから、一対一対応の確率の高い人には年金記録を印刷して送るよということを一カ月前から言っているんですよ。そうすれば、戸別訪問なんかは少なくて済むんですよ。電話も少なくて済むんですよ。すごく効率的じゃないですか。お金もかからないんですよ。手間もかからないんですよ。

どうですか。一対一対応の人には記録を入れて送る、その決断をしないと二十年かかりますよ。大臣、いかがですか。

○舛添国務大臣 そのお考えは、先ほど自民党の大村委員も同様なことをおっしゃったと思いますけれども、今、作業チームや私の直属の特別チームにおいて、この点に対してどういうプラスマイナスがあるか、それを含めてきちんと検討しております。

とりあえずは、国民の皆さん方に申し上げたいのは、三月までにこの特別便を受け取られた方は、まず電話ください、そして、この窓口においでください、そこできちんと年金の記録の確立作業をやりましょう、こういうことを今やっているところで、そのことによってまた確実に、この記録の再確立ということができていくというふうに思います。

○山井委員 舛添大臣は御存じないでしょうけれども、実は一年前からこの議論をこの委員会でやっているんですよ。一年前から、ヒントを入れて送るべきだという議論をやっているんですよ。そのたびに検討、検討と言って、やらなくて、大失敗して、お金と労力を無駄遣いして、その繰り返しなんですよ。本当にいいかげんにしてほしいと私は言いたいですよ。こういう話をするのはもう十遍目以上ですよ、私、委員会だけでも。いつまで検討、検討とやって失敗をしているんですか。

そして、このねんきん特別便の新聞広告、これは、必ずお電話くださいと書いてありますね。大臣、必ずお電話しなさいと言いながら、電話したら有料なのはやめてくださいよ。なぜ無料にしないんですか。年金記録を宙に浮かして迷惑かけているのは社保庁じゃないですか。

おまけに、ここに書いてありますように、普通の年金相談ダイヤルは〇一二〇で無料なんですよ。普通の相談ダイヤルは無料なのに、ねんきん特別便だけ有料。なぜかと社保庁に聞いたら、ねんきん特別便の相談は長時間かかるから有料にしましたと。逆じゃないですか。長時間かかったら無料にしないとだめじゃないですか。

おまけに、これは最後の資料にもつけましたが、固定電話は三分で八円ですけども、携帯からかけたら三分で九十円ですよ。十五分間相談に乗ったら四百五十円かかるんですよ。消えた年金の被害者であろう可能性の高い方々が、必ず電話しろと言われて電話したら金まで取られる、そこが不親切だということですよ。行ったら、答えも教えてもらえない、二時間待たされる、五時間待たされる。やっと見つかったら、いつそれを証明してもらえるんですか、証書が行くのは一年先です、年金をもらえるのは一年先ですと。

いいかげんにしてくださいよ。どこまで年金をまじめに払ってきた人たちをばかにしたら気が済むんですか。八割、九割の確率なんですよ、ねんきん特別便の行っている人の年金が訂正される可能性は。そういう方々に

電話を必ずしろとまで言うんだったら、無料にすべきですよ。それが社保庁の受給者に対するせめてものおわびのしるしじゃないですか、誠意じゃないですか。

○舛添国務大臣 これは私自身がよく考えました。それで、長くなったらということで、とにかく固定電話でかければ八・五円です。そして、確かに携帯でかければ九十円かかります。それで、ちょっとでも長くなったら、おたく様のお電話番号をお聞かせください、すぐこちらからかけ直しますということで、全部かけ直しをやらせて、長くなればそうしています。

というのは、このねんきん特別便、先ほど申し上げましたように、だんだんだんだん、こちらも電話をとる体制は整えていますけれども、それに追いつかないぐらいに大量の電話がかかってくる。そして、それはもちろん、その中に、無料にした場合のケース、先ほどおっしゃったように、普通の電話の場合、そうですけれども、そのときに本当に世間話的に長くなられる方がおられるんです。そういうことも含めて、私は、これは国民に御協力をいただきたい、八・五円の御協力をくださいと。そういう意味で、私の決断であり、しかも、それが長くなったらこちらからかけるという指示をしております。

失敗、失敗とおっしゃいますけれども、私は、国民が協力してくださると。それはもちろん、委員が御指摘のように、社会保険庁の積年の責任感の欠如等問題はあります。それはきちんとお認めいたしますけれども、しかし、どうか国民の皆さんにも御協力を賜りたい。婚姻によって姓が変わられたら、一言言ってくだされば、探し出すのが早くなります。

みんなの年金ですから、我々も全力を挙げています。社会保険労務士の方々が大変協力してくださって、みんな今、国民の諸団体の方も協力してくださっているのです、どうか国民の皆さん、あなたの年金ですから、そういう意味で、積極的にこの国民的な作業に参加してください、そういうお願いがそこにあり、これは私は批判をお受けいたしますけれども、このねんきん特別便については、私のそういう思いで決断したところから、私の指示でやっていることとさせていただきます。

○茂木委員長 既に持ち時間が経過しておりますので。

○山井委員 はい、終わります。

大臣の考えは絶対におかしい。協力じゃないんですよ。消えた年金問題に関しては、社保庁が加害者で、受給者は被害者なんですよ。にもかかわらず、被害者からお金を出せというのはおかしい。

最後になりますが、ぜひこういうことも含めて、公約問題について年金の集中審議を衆議院の厚生労働委員会でやっていただきたいと思います。

委員長、お願いします。

○茂木委員長 理事会において協議をさせていただきます。

○山井委員 以上で終わらせていただきます。